

## 動物保健衛生所用パソコン及び USB ドングルの賃貸借及び保守業務仕様書

この仕様書は、本県が令和8年度に導入するパーソナルコンピュータ(以下「パソコン」という。)及び USB ドングルの調達に関する本県と受託者の契約履行について必要事項を定めるものである。

### 1 件名

動物保健衛生所用パソコン及び USB ドングルの賃貸借及び保守業務

### 2 賃貸借物件

- ・パソコン 6 台
- ・USB ドングル 6 台

### 3 賃貸借の概要

本県が示す仕様を充たすパソコン及び USB ドングルを貸借する。

なお、本契約終了時の機器の回収、そのデータ消去についても本契約の作業に含むものとする。

### 4 賃貸借期間

令和9年 1 月1日から令和13年 12月31日まで(5 年間の長期継続契約)

また、受託者は、当該賃貸借期間終了後4ヶ月以内に、機器回収及びデータ消去を行うものとする。

### 5 機器等の仕様

- ・ 導入するパソコンは、別紙2仕様書に示すスペック、またはそれと同等以上であること。
- ・ 未使用のパソコンを導入すること。
- ・ 本県内からの派遣修理対応が可能なメーカーの製品であること。  
なお、派遣修理時の作業場所は畜産課執務室内または本県が指定した場所とする。
- ・ グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律/(平成12年5月31日法律第100号)に適合している、またはその要件を満たす製品であること。
- ・ J-Moss グリーンマーク基準に適合している、またはその要件を満たす製品であること。
- ・ ワンヘルスセンターネットワークシステム(仮称)(システム構築中)に、無線・有線とも良好に接続できること。
- ・ ソフトウェアライセンスは、本県に使用权があり適法に使用できること。
- ・ 福岡県動物の感染症情報等データベース化システム(システム構築中)が動作すること。
- ・ 資産管理システム「SKYSEA」を導入できること。(別途発注する。)

- ・ ウイルス対策ソフト「CylancePROTECT」を導入できること。(別途発注する。)

## 6 保守・サポート要件

(1)5年間のメーカー保証又は同等の保守サービスを付帯すること。

(2)保証の範囲及び除外項目

- ① 自然故障に対する修理・部品交換を含むこと。

ただし、発注者が容易に交換可能な消耗品(メモリ、SSD、内蔵バッテリー)の経年劣化に伴う自然故障及び性能低下は対象外としてもよい。

- ② 液晶ディスプレイの破損対応

利用者の過失又は偶発的な事故による物理的破損(画面割れ、液漏れ、強い圧力による表示不良等)についても期間中無償で部品交換及び修理対応が可能であること。

(3)動産総合保険

メーカー保証でカバーされない項目がある場合、調達機器に5年間の動産保険を付帯すること。

- ① 盗難、紛失及び利用者の過失による液晶ディスプレイを含む機器の物理的破損を補償すること。
- ② 消耗品(メモリ、SSD、バッテリー)の自然故障は対象外とする。

## 7 セキュリティ要件

別紙1「セキュリティ要件等」を満たすこと。また、導入後にぜい弱性に対応できる製品であること。

## 8 対象メーカー

別紙2のとおり

## 9 納品

(1) 納品物

機器、取扱説明書等添付品、ドライバディスク

(2) 機器の納品場所

福岡県庁5階 畜産課

## 10 回収、データ消去作業

(1) 回収作業

- ・ 受託者は、4の賃貸借期間の終了、その他本契約が解除され本県が賃貸借物件の撤去を受託者に申し出た場合は、速やかに回収を行うこと。

(2) データ消去作業

- ・ 受託者は、回収したパソコンについて、ハードディスク内のデータを消去すること。また、賃貸借の終了から4か月以内に、データ消去を証する書類(データ消去証明書)を提出すること。
- ・ データ消去方法はあらかじめ本県と協議しておくこと。
- ・ データ消去証明書の様式は任意とするが、パソコン各々においてデータ消去が確実になされていることが分かるよう、データ消去方法、消去日、作業者名等を記載すること。

## 11 その他

- (1) 業者決定後、契約書の作成を要する。
- (2) 受託者は暴力団排除条項を記載した「誓約書」及びサプライチェーン安全性確保に関する「誓約書」を契約締結時まで提出すること。なお、契約書作成に要する一切の費用は受託者の負担とする。
- (3) 受託者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示する必要があるため、契約締結時まで「課税(免税)事業者届出書」を提出すること。

## 別紙1:セキュリティ要件等

納品する機器、ソフトウェア及びサービス等(以下「製品」という。)は、同一機種で未使用の機器あるいは工場での再生(リファビッシュ)を行った機器に限定するとともに、開発工程、製造工程等において、①～⑩までの情報セキュリティ要件を満たすこと。

- ① 開発工程において信頼できる品質保証体制が確立されていること。
- ② 利用マニュアル・ガイドンスが整備されていること。
- ③ ぜい弱性検査等のテストの実施が確認できること。
- ④ 製造工程における不正行為の有無について、定期的な監査が行われていること。
- ⑤ 製造者が不正な変更を加えないよう、サプライチェーン全体が適切に管理されていること。
- ⑥ 不正な変更が発見された場合に、発注者と受注者が連携して原因を調査・排除出来る体制を整備していること。
- ⑦ 原則として、「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度(JC-STAR)」、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP、ISMAP-LIU)」又は「デジタルマーケットプレイス(DMP)」(以下「政府の評価・登録制度」という。)に登録等がなされている製品(サプライチェーン・リスク対策を含めたセキュリティ対策がなされた製品)であること。政府の評価・登録制度に登録等がなされていない製品等(政府の評価・登録制度の対象とならない製品分野に属する機器等を含む。)を調達する場合は、ISO/IEC15408 に基づく認証を取得する等、第三者による情報セキュリティ機能の客観的な評価を得て適切なサプライチェーン・リスク対策が講じられていると判断できる製品であること。
- ⑧ 製品の製造事業者、ファームウェア・ソフトウェアの供給事業者、クラウドサービス等の役務提供事業者及びそれらの関連企業(以下「製造事業者等」という。)について、当該事業者等の本社等(当該事業者等の総株主等の議決権の過半数を直接又は間接に保有する者の本社等を含む。)やデータセンターの立地する場所の法的環境や外部主体の指示等により、悪意ある機能や不正な変更が機器等に組み込まれる又は当該機器等が取り扱う情報、システムの構成情報、その他製品に関する情報が窃取・破壊される等のリスクがないこと。また、製造事業者等が法令等に基づく義務を負っていない場合であっても、発注者若しくは利用者の許諾なく、情報を収集し、第三者に提供する機能を有する製品でないこと。
- ⑨ 日本国内で検品後、納品とすること。
- ⑩ 発注者から要請があった場合、製品の主要な構成部品リストやソフトウェア構成情報(SBOM:Software Bill of Materials)を速やかに開示できる体制を有していること。

別紙2

(1)パソコン調達仕様

| 項 目 仕 様 等  | 項 目 仕 様 等                                                                                              |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 筐体         | ノートブック型であること。<br>※利用開始から5年間、消耗品(バッテリー、メモリ、SSD)及びLCDを除く無償修理保証を行うこと(保守要件)。                               |
| 重量         | 2kg 以下であること。                                                                                           |
| 規格         | PC/AT 互換機であること。                                                                                        |
| CPU        | AMD Ryzen7 PRO 250 と同等以上の性能であること。                                                                      |
| メモリ        | DDR5 以上の規格で、1スロットに 16GB 以上搭載していること。<br>空きスロットが別にあり、16GB を 1 枚追加が県職員自身で可能なこと。搭載 32GB 以上の場合は空きスロットは問わない。 |
| 補助記憶装置     | SSD256GB 以上内蔵されていること。SSD のみの故障の場合、SSD を県職員自身が交換可能なこと。                                                  |
| OS         | 日本語版 Microsoft Windows 11 Pro (64bit)。                                                                 |
| ディスプレイ     | 画面サイズが 14 インチ以上 16 インチ以下であること。<br>解像度が FHD 以上であること。                                                    |
| 光学ドライブ     | 搭載の有無を問わない。                                                                                            |
| 有線 LAN     | 1000BASE-T/100BASE-TX/10Base-T に対応する RJ-45 コネクタを装備していること。<br>装備していない場合は変換器を付属すること。                     |
| 無線 LAN     | IEEE802.11ax/ac/a/b/g/n に対応したアダプタを搭載していること。                                                            |
| USB ポート    | 3個以上内蔵すること。うち 1 個以上は TypeC(USB3.1 以上)、2個以上は TypeA 対応のこと。1個以上は Powerdelivery、DP Alt Mode に対応していること。     |
| 電源供給       | 内蔵バッテリーを装備すること。消耗した場合にバッテリーのみの購入および交換が県職員自身で可能であること。                                                   |
| タッチパッド     | 搭載すること。                                                                                                |
| カメラ        | 200 万画素以上のカメラが内蔵されていること。                                                                               |
| マイク、スピーカー  | 内蔵すること。                                                                                                |
| HDMI ポート   | 対応していること。                                                                                              |
| セキュリティデバイス | トラステッド・プラットフォーム・モジュール(TPM)2.0 搭載のこと。                                                                   |

| 項 目 仕 様 等 | 項 目 仕 様 等                                          |
|-----------|----------------------------------------------------|
| 生体認証機能    | 指紋センサーまたは静脈センサーを搭載していること。                          |
| 堅牢性       | 米軍調達基準(MIL-STD-810G 以降)を満たしていること。                  |
| ソフトウェア    | office ソフト「Office Home & Business 2024」が導入されていること。 |

(2)USB ドングル調達仕様

- ・閉域モバイル nanoSIM 通信用(5GB)に対応していること。